

『「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査報告書に関する追加情報確認調査（平成20年7月付け、国際協力銀行）』へのコメント

随所に示唆を含む報告書であり興味深く拝読しました。NGOによる案件モニタリングにはない視点があります。双方の視点があれば、「開発」というものの全体像がみえてくるかもしれないと考える一方で、それができないもどかしさを感じた次第です。

- ・ 調査方法、事業選定方法、調査期間、調査実施主体について書かれていない。これは調査の前提を示すと共に、その限界を示す上でも重要。→これがないとパブリック・レビューができない。コンサルテーション会合に出席していない人にとってわからない。

(p.2)

- ・ 「中東：化学工業セクタープロジェクト C」 「EIA の開示要求をうけた場合には、EIA を公開」 →環境ガイドライン上は「地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される」となっていることを念のため指摘したい。このケースの場合は、EIA の存在や開示請求できることが住民に周知されていない場合、また開示請求の手続きの内容によっては不開示と同様である点に注意が必要。

(p.3) 融資契約上の要求事項

- ・ 環境レビューに基づいた案件特有の要求事項の事例がここに示されている 2 例だけであるとすれば、優良案件ばかりであったのか、あるいは環境レビューが楽天的すぎたのではないかという疑問が生じる。

(p.22)

- ・ カテゴリ分類の考え方として疑問。
- ・ ここに書かれている点は、多くが緩和策であり、緩和策の有無がカテゴリ分類を左右するわけではない。カテゴリ分類はあくまで事業に応じた影響で判断されるべき。
- ・ 鉱山開発は、拡張とはいえども土地や資源に大規模な影響をもたらすことが多い。事業によっては拡張規模は 1,000ha を超えることもある。これはその分の土地の面的な改変（剥土、掘削、建設などを含む）が生じ、間違いなくカテゴリ A の要件となると考える。
- ・ さらに使用する水、電力、発生する鉱山廃棄物等が（生産プロセスにもよるが）生産量に応じて増えることは間違いない。とりわけ、南米の国々などにおいては、地域によっては水の逼迫はたいへんなものであり、地域との水争いなども生じうることに留意が必要である。（なお、この案件が何か問題だということをお願いしたいわけではない。）

(p.23)

- ・ 「諸施策によって実質的に影響を回避できる（できている）影響項目より、注視すべき重要な影響項目があれば、当該項目に重点を置く場合もあり、・・・」
→同意できない。影響を回避できると考えた根拠を示すべきである。また、チェックレポートを読んだ限り、「注視すべき重要な影響項目」について書き込んであるものはあまりないのではないか。

(p.27)

- ・ 「中東：現地で EIA が公開されていなかった 1 件の妥当性」→これについては、最初の「実施状況確認調査」のときにコメントさせていただいたとおりである。

(p.34) 地域住民との協議

- ・ ここで記述されているのは、協議の目的が「住民の不安の解消」だという前提なのではないか。協議の目的は、いろいろあるとおもうが、基本的には①事業の正負の影響を示すこと、②住民からの意見の事業計画などへの反映——が重要と考えている。

(p.35) 地域住民の主な関心事

- ・ 「雇用」→ご説明をきく限り「生計」という言葉の方が適切であると考えている。

(p.37-38) 「3. ～4.」

- ・ 貴重な意見ではあるが、言うまでもなく、一方で最低限必要と考えられる環境社会面の配慮や望ましい環境社会配慮というものは共通して存在するものと考えている。

以上